

## 中央建設業審議会総会

平成29年7月25日（火）

【事務局（岩下）】 定刻となりましたので、ただいまから中央建設業審議会総会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、ご多忙のところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。議事に入ります前の司会を務めさせていただきます建設業課入札制度企画指導室長の岩下と申します。どうぞよろしくお願いたします。

まず、本日、お手元に配付いたしました資料の一覧は、議事次第に記載しておりますが、不足はございませんでしょうか。ございましたら、お申しつけください。報道関係の皆様方の冒頭のカメラ撮りは議事に入るまでとさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、議事に先立ちまして、国土交通省土地・建設産業局長の田村からご挨拶を申し上げます。よろしくお願いたします。

【田村土地・建設産業局長】 土地・建設産業局長の田村と申します。今月の7日付けで局長を拝命いたしました。どうかよろしくお願申し上げます。冒頭、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。委員の皆様方には日ごろから国土交通行政にご指導、ご協力いただき、大変ありがたく感謝を申し上げたいと思います。

まず、初めにこのことに触れなければならないのですけれども、先日、新国立競技場の建設現場におきまして、建設会社の方がみずから命を絶たれるという非常に痛ましい事案がございました。改めてご冥福をお祈りするとともに、遺族の方にお悔やみ申し上げなければなりません。大変残念で遺憾なことだと思っています。この後の今日の報告事項、議事にもございますけれども、まさに建設業の働き方改革を強力に推進するという、そういった中でこのようなことが起きたこと、私どもは改めて強い決意を持って働き方改革などに取り組んでいかなければならないと思っております。

また、前回の中央建設業審議会におきましては、建設産業に関する今後の検討の進め方ということで、建設産業政策会議を設置させていただいています。この会議におきましては、この審議会の会長であります石原会長に座長として大変お骨折りいただきまして、10年後を見据えた制度インフラということで取りまとめをいただきました。大変ありが

とうございました。本日は、この建設産業政策会議の取りまとめ、社会保険未加入対策、働き方改革の取り組み状況などにつきましてご報告を申し上げ、経営事項審査や建設工事の請負表示約款の改正につきまして審議をお願いしたいと思っております。委員の皆様におかれましては、ぜひとも忌憚のないご意見を賜ればと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

【事務局（岩下）】 ありがとうございます。

本日の会議には16名の委員の皆様にご出席をいただいております。委員の総数の2分の1以上のご出席となりますので、建設業法施行令第29条第1項の規定による定足数を満たしていることをご報告申し上げます。なお、中央建設業審議会議事細則第9条第1項により、本審議会は公開とされております。

議事に先立ちまして、事務局から本日ご出席の委員をご紹介します。まず、東京海上日動火災保険株式会社相談役の石原邦夫会長です。

【石原会長】 石原でございます。よろしくどうぞお願いします。

【事務局（岩下）】 続いて、委員の皆様を五十音順で紹介させていただきます。一般社団法人日本建設躯体工事業団体連合会副会長の青木繁夫委員です。

【青木委員】 青木でございます。よろしくお願いします。

【事務局（岩下）】 一般社団法人全国中小建設業協会副会長の小野徹委員です。

【小野委員】 小野です。よろしくお願いいたします。

【事務局（岩下）】 全国建設労働組合総連合書記長の勝野圭司委員です。

【勝野委員】 勝野です。よろしくお願いいたします。

【事務局（岩下）】 日本公認会計士協会常務理事の岸上恵子委員です。

【岸上委員】 岸上です。よろしくお願いいたします。

【事務局（岩下）】 一般社団法人全国建設業協会会長の近藤晴貞委員です。

【近藤委員】 近藤でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（岩下）】 弁護士の佐藤りえ子委員です。

【佐藤委員】 佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（岩下）】 島田市長の染谷絹代委員です。

【染谷委員】 静岡県島田市市長の染谷と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

【事務局（岩下）】 三菱地所株式会社代表執行役、執行役専務の谷澤淳一委員です。

【谷澤委員】 谷澤でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（岩下）】 早稲田大学大学院法務研究科教授の中田裕康委員です。

【中田委員】 中田でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

【事務局（岩下）】 一般社団法人日本空調衛生工事業協会会長の長谷川勉委員です。

【長谷川委員】 よろしくお願いいいたします。

【事務局（岩下）】 電気事業連合会副会長の廣江讓委員です。

【廣江委員】 廣江でございます。どうぞよろしくお願いい申し上げます。

【事務局（岩下）】 株式会社リ・パブリック フェローの藤原まり子委員です。

【藤原委員】 藤原まり子です。どうぞよろしくお願いいします。

【事務局（岩下）】 東海旅客鉄道株式会社常務執行役員の松野篤二委員です。

【松野委員】 松野です。どうぞよろしくお願いいいたします。

【事務局（岩下）】 一般社団法人日本建設業連合会会長の山内隆司委員です。

【山内委員】 山内です。よろしくお願いいします。

【事務局（岩下）】 阪神高速道路株式会社代表取締役社長の幸和範委員です。

【幸委員】 幸でございます。よろしくお願いいします。

【事務局（岩下）】 なお、染谷委員、長谷川委員、幸委員には、前回の総会以降新たに委員にご就任いただいておりますのでご紹介申し上げます。また、本日は、あいにくご欠席ですが、東京大学大学院工学系研究科教授の小澤一雅委員、学習院大学法学部教授の櫻井敬子委員、北海道知事の高橋はるみ委員には、引き続き委員を務めていただいておりますことをあわせてご紹介申し上げます。

報道関係者の皆様におかれては、これ以降のカメラ撮りをご遠慮願います。

これより議事に入らせていただきますが、1点、マイクの使い方についてご説明をさせていただきます。お手元にマイクスタンドがございますが、こちらの真ん中のボタンを押していただきますと赤色に光った状態になります。そちらの状態でご発言をいただきまして、ご発言が終わられた後は再度ボタンを押していただき、赤色の光を消していただくようお願い申し上げます。

それでは、これ以降の議事の進行は石原会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいいたします。

【石原会長】 それでは、ご指名でございますので、これからの議事進行をさせていただきますと存じます。お手元の議事次第に基づきまして、議事に入らせていただきます。まず、議事のうち（1）の建設産業政策会議とりまとめについてから、（3）の建設業の働

き方改革についてまでを事務局より一括してご報告をお願いしたいと存じます。よろしくどうぞ。

【菅原建設業政策企画官】 それでは、資料1をごらんいただきたいと思います。まず、建設産業政策会議の取りまとめにつきましてご説明いたします。1枚おめくりいただきまして、建設産業政策会議の概要についてでございますが、箱の中の2行目でございますとおり、10年後においても建設産業が「生産性」を高めながら「現場力」を維持できるよう法制度をはじめ、関連制度の基本的な枠組みについて検討を行うといった趣旨で設置されております。座長には、先ほどご紹介がございましたけれども、石原会長にご就任いただきました。それで、開催経緯につきましては右側でございますけれども、これまで本会議を7回開催しておりまして、また、左下のほうにワーキングを3つ記載してございますけれども、各ワーキングそれぞれ3回、合計、本会議を含めると16回にわたりましてご議論いただいております。その結果、今年の7月4日に取りまとめいただきまして、その報告書につきまして石原座長から石井大臣に手交していただいております。

その取りまとめの内容につきましてご説明いたします。次の資料のA3をごらんいただきたいと思います。まず、この生産会議取りまとめのタイトルでございますけれども、「建設産業政策2017+10」としてしております。これはまさに今だけではなくて10年後を見据えまして制度インフラを再構築していこうという意味で「+10」とつけております。また、サブタイトルでございますけれども、「若い人たちに明日の建設産業を語ろう」とさせていただいております。これはまさに10年後を担っていただく若い人たちに対して建設産業がやりがいのある産業であるとか、あるいは働く人を大事にする産業であるといったことを語れるような、そういった産業を目指していきたいという趣旨でつけさせていただきます。

背景でございますけれども、建設産業、まさにインフラ、住宅等の整備、あるいは昨今も九州の豪雨災害がございましたが、災害時の応急復旧など国民生活の安全・安心を支えるとともに、経済成長に貢献する役割を担っていくということでございまして、これは今後も普遍的な役割であろうと考えております。一方、他産業も含めまして生産年齢人口の減少が進む中、これまで建設産業につきましては、特に不景気において雇用の受け皿といった役割もあり、これまでは個々の基本取り組みだけで担い手を確保できている時代もございましたが、そういった時代は既に終焉していると考えております。

建設産業が今後も現場力を維持していくとともに、まさに若者に対して夢や希望を与え

ることができる産業であり続けるためには、これまでのような個々の企業の取り組み、一層の取り組みに加えまして個々の企業を超えた施策が必要だろうと考えております。その点から、政策目的を記載しておりますが、個々の企業の一層の取り組みに加えまして業界全体、発注者・設計者、さらには地域といったさまざまな主体との連携によって働き方改革とか、生産性向上を進めていこうと。あるいは良質な建設サービスを高い水準で確保していこうと、そういった項目を掲げまして、そのために必要になります右側でございますが、10年後を見据えて必要な制度インフラを再構築していこうといった目的でございます。

簡単にこの図をご紹介しますと、真ん中、まず、建設企業がございますが、やはり課題としては将来的に建設業の従事者は減少していくということでございます。まず、建設企業が業界を挙げて頑張りをまして、現場力を維持していくことが大事でございますが、その際、左上に書いていますが、業界以外の協力も得て働き方改革を行う、あるいは右側に書いていますが、生産性向上を行うといったことを通じて、この建設業の現場力、施工力を維持していこうということでございます。

それを通じて、今度、右側でございますが、良質な建設サービスを提供することを通じまして、発注者に対しまして働き方改革、生産性向上の理解と協力を求めていく。取り組みと規律をだんだん広げていこうといったものでございます。また、最終的には良質なインフラサービス等の提供、国民のほうに、エンドユーザーのほうに行きますので、それをしっかりと良質なサービスを提供することによりまして、国民に対して理解の広がりといったものをつなげていって、それがひいては若年層とか、あるいは女性の方の入職の促進にもつながっていくであろうということで、右下に好循環のサイクルを書いておりますけれども、そういったことを目指していきたいといったことでまとめさせていただいております。

主な施策につきましては、4つ大きなジャンル分けをしておりますけれども、まず、左上、また戻っていただきますと、業界内外の連携によりまして働き方改革ということで、例えばキャリアアップシステムを活用しまして能力評価基準の策定をするといった継続的な賃金等の処遇改善をしていく。あるいは適正な工期設定のガイドラインを策定しまして、それを通じて適切な工期設定とか週休2日の環境を整備していくこと。あるいは3つ目の丸でございますが、専門工事企業の評価制度の創設等を通じまして、働く人を大切にする業界、企業であると見える化していこうといった施策を掲げております。また右上でござ

いますけれども、業界内外の連携による生産性向上ということで、例えば3次元データのプラットフォームを整理することにより各プロセスにおけますICT化を進めるとか、あるいは企業間における人材の効率的な活用等を通じまして、この施工に従事する者の配置活用の最適化を進めるといった施策を掲げております。

また、3点目ですけれども、多様な主体との連携による良質な建設サービスの提供ということで、安心して発注できる環境の整備を進めるとか、あるいは施工の品質に直結します設計とか工場製品の質の向上のための施策を講じていこうということで掲げております。あと4点目、左下でございますけれども、地域力の強化ということでございまして、これは本日の審議事項にもなっておりますけれども、地域貢献に取り組む企業の評価、防災活動とか建設機械の保有等の評価を見直しまして、地域の多様な主体との連携を強化していこうといった大きく4つの施策に基づいて個別の具体的な施策を掲げております。

あと、3ページ目がより詳細に書かせていただいておりますけれども、時間の都合上、詳細をご説明する時間がございませんが、大きくは冒頭申し上げました個々の企業に係る施策、これが左側でして、建設企業間、あるいは業界全体に係る施策といったものが真ん中にございまして、より広く発注者、設計者、あるいは地域といったさまざまな主体との連携に係る施策といったものが右側でございまして、非常に多岐にわたる施策についてご提言いただいております。これのより詳細につきましては、別途配付させていただいておりますけれども、白い製本された表紙で「建設産業政策2017+10」の製本を加えさせていただいております。本日、時間の都合上ご説明する時間がございませんけれども、またごらんいただければ幸いに存じます。

資料1につきましては、雑駁で恐縮ですけれども、説明は以上でございます。

続きまして、資料2をごらんいただきたいと思っております。社会保険加入促進対策の状況についてでございます。こちら1枚おめくりいただきまして、1ページ目をお開きいただきたいと思っておりますけれども、この社会保険の加入対策につきましては、5年前の平成24年3月の中建審におきましてご提言いただいた経緯でございます。下線部、簡単にご紹介いたしますと、真ん中のところでございますが、「今後は」というところで、「関係者が一体となって、社会保険未加入は許さないとの固い決意を持って対策に取り組むことが不可欠である。このため必要な推進体制を速やかに構築し、それぞれの立場からの取組を着実に進めるべきである」といった内容をご提言いただいております。

その後の取り組みですけれども、2ページ目をごらんいただければと思っております。2ペー

ジ目の1.と書いておりますけれども、行政・元請・下請一体となった保険加入の推進というところでございまして、まず第1にこの社会保険未加入対策推進協議会といったものを24年5月に設置してございまして、この中で赤字に書いておりますけれども、実施後5年、まさに今年度でございまして、29年度をめぐり企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当、これは言いかえれば約90%でございまして、その加入状況を目指すことが目標として掲げられております。これを実現するために2.の行政によるチェック・指導で経審とか、許可更新時の確認・指導、あるいは公共工事における対策の実施、主には直轄で今対策が進んでおります。あるいは4.右上でございまして、下請指導ガイドラインの制定等通じました取り組み指針の制定・浸透といったもの、あるいは法定福利費の確保、相談体制の充実といった施策を総合的に講じたところでございます。

その結果が次の3ページ目でございます。まさに官民挙げた取り組みによりまして、右側をごらんいただきますと、企業別の3保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入割合でございまして、23年10月で84%といったところから、28年10月で96%まで増加している。労働者別につきましても57%から76%まで増加しているといった状況でございます。着実に進んでいるところではございます。

次の4ページをごらんいただきますと、一方で今後もこの社会保険加入対策、手を緩めずに進めていこう、そのように考えてございまして、まさに今年度がここに記載の5年間の社会保険未加入対策の取り組みの目標年次でございまして、これで終わりというわけではなく、さらに対策を順次検討を実施してまいりたいと考えております。こちらの資料の中で、特にこの赤字のところは本日この後、中建審の場でご議論いただきたい事項でございます。まず、①をごらんいただきますと、地方公共団体発注工事における対策の徹底でございます。この中で特に公共工事の標準約款を改正いたしまして、元請に対して下請、これは一次とか二次下請以降も含めまして社会保険加入企業に限定する旨を記載できないかと考えております。また、2点目ですが、公共工事と同じく約款を改正しまして、請負代金内訳書において明示項目に法定福利費を追加できないかと考えております。また、こういった取り組みについては民間発注工事においても同様に民間工事の約款を改正しまして、同様の法定福利費の追加というのができないかと考えております。

あと、右上でございまして、③社会保険未加入企業への対策の強化といたしましては、まず、今、既存の企業情報検索システムがございまして、これは47万業者全てシ

システムに登録されておりますが、これにおいて許可業者の社会保険加入状況の見える化を実施、そのシステムを見れば加入か、未加入かがわかるといったものにしたいと考えております。あわせて、経審において社会保険未加入企業に対する減点の寄与の強化、これは後ほど詳しくご説明いたしますが、そういったことができないかと考えております。あと④でございますけれども、地域における有用な取り組みの推進ということで、都道府県ごとに地域の特性に応じた社会保険の加入を推進する会議を設置して推進していきたいと考えております。

以上が今後の社会保険の加入促進対策のさらなる取り組みについてのご紹介でございます。

続きまして、足早で恐縮ですが、資料3をごらんいただきたいと思います。建設業の働き方改革についてでございます。こちらは先ほど冒頭、局長からも挨拶でございましたけれども、建設業の長時間労働の是正というのが非常に大切な、重要な課題であると考えております。まず、1枚おめくりいただきまして現状でございますが、建設業については、まず1ページ目の左側をごらんいただきますと、この赤が建設業で、青の調査産業計というのが他産業の平均でございますけれども、その他産業の平均と比べまして建設業は336時間、年間の総労働時間が多といった状況でございます。

かつ、それがあまり改善されていないといった実態もでございます。この原因が右側でございますけれども、建設業が他産業と比べまして、年間の出勤日数が29日、約1カ月多いといった課題がございます。この年間の出勤日数が約1カ月多い理由というのが次の2ページでございますけれども、建設業においてはなかなか週休2日が取れていないといったことが理由と考えております。右側をごらんいただきますと、ほんとうは4週ですので8日休めればいいわけでございますが、建設業においては4.60日ということで週休1日ちょっとくらいしか休めていないといった課題がございます。

3ページをお開きいただきたいと思います。そういった課題がある中でございますが、4つ目の丸をごらんいただきますと、これまで建設業については時間外労働規制の大臣告示、厚生労働大臣の告示でございますが、これの適用除外とされておまして、それが時間外労働の多い理由の1つになっているものと考えますが、総理からも、この下線部でございますが、そういった「長年の慣行を破り、猶予期間を設けたうえで」、「時間外労働規制を適用する方向としたい」、その際でございますけれども、「施主の協力を含めて、全政府的なバックアップが必要となるので、関係大臣、産業界の全面的な協力をお願いしたい」



といったご発言をいただいております。

その結果としまして4ページでございますが、時間外労働規制の見直しということで、右側だけごらんいただきますと、他産業につきましては、この右側の真ん中あたりでございますが、罰則付きの時間外労働の上限といたしまして、①の年720時間とか、あるいは月の上限として2から6カ月で80時間以内とか、単月100時間といった罰則付きの上限が今後適用されますが、建設業については、その他産業が適用されてからさらに5年間の猶予がございますが、その後に一般則と同じ、一般則というのは、他産業と同じような上限規制を適用していこうといった方針が出されております。ただ、災害の復旧とか復興については月の上限は適用しないということが記載されております。

こういった時間外労働規制の適用に向けまして、次の5ページをごらんいただきますと、その適用に向けた方針でございますけれども、特に下のところでございますが、建設業については、適正な工期設定、賃金水準の確保、週休2日の推進等の休日確保など民間も含めた発注者の理解と協力が不可欠であることから、発注者と関係者で構成する協議会を設置する等々の施策を講じていくということが今年の3月末の実行計画でうたわれております。

それを踏まえました現在の取り組み状況でございますが、6ページをごらんいただければと思います。まず、関係省庁の連絡会議といったものを、右上に書いておりますが、今年の6月29日に第1回会議を設置しております。構成員、記載でございますが、野上官房副長官をヘッドとしまして、関係省庁の局長に入っていたいただいた連絡会議を既に設置しております。

その中で今後の取り組みの方向性でございますけれども、6ページの右側をごらんいただきますと、1.適切な工期設定・施工時期の平準化になるべく努めていこうとか、あるいは2.適正な工期設定に伴いまして、どうしてもそのしわ寄せが必要経費、法定福利費とか安全衛生経費、そういったものの削減につながらないように適正な請負代金による契約を徹底していこうとか、あるいはまず建設業界の自助導入としまして生産性向上に最大限取り組んでいこうとか、この記載のとおりのおことがそのまま書かれておりますけれども、その1、2、3の内容を含んだようなガイドライン、「適正な工期設定等のためのガイドライン」の策定というのを今鋭意取り組んでいるところでございます。

今後については、右下に書いておりますが、7月中に主要な民間発注団体、建設業団体、労組のご参加もいただきまして、記載の協議会を設置し、8月に、第2回の関係省庁連絡

会議を開催いたしまして、ガイドライン策定等々の取り組みを進めていきたいということでございます。

私の説明は、雑駁でございますけれども、以上でございます。

【石原会長】 ありがとうございます。

以上、資料3点につきましてご説明をいただいたわけですが、皆様からせっかくの機会でございますので、何かご意見、ご質問、あるいはご感想等をお聞かせ願えればと思いますが、発言される場合には挙手願いまして、お名前を言っていただければと思いますが、よろしくどうぞお願いします。取りまとめにつきましては、各団体、あるいは各分野の皆様から大変強力なご協力をいただきまして、先ほどありましたように本会議7回のプロジェクト、ワーキンググループ等々大変積極的かつ生産的な取りまとめをいただきました。石井大臣におかれましても、こういった取りまとめに従って今後行政を行っていくということのかたい決意をいただいたわけでございますので、ぜひ皆様からのご感想等も含めて、ございましたらご発言願いたいと思います。いかがでございましょうか。それでは、どうぞ。

【岸上委員】 ありがとうございます。岸上でございます。1点質問させていただきたいと思っております。社会保険の加入状況でございますが、3ページにありますように、随分関係者の努力がありまして随分進んでいるという感触を持っております。この点については敬意を表したいと思っております。

質問ですが、これだけ進んでいて入ることが標準になっているような状況かと思いますが、なおまだ加入ができていない事業所があるということと理解しました。これには何かの特殊な事情があるのかどうか、わかる範囲で結構でございますので、教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

【石原会長】 では、よろしくどうぞ、お願いします。事務局。

【矢吹労働資材対策室長】 お答え申し上げます。労働資材対策室の矢吹と申します。ご質問いただいた点、資料の3ページでありますけれども、おっしゃられたように取り組みを進めてきております。特に労働者別のところで9割という目標を掲げておりますけれども、まだ途中ではあります、76%ということでもまだ入っていらっしゃらない方がいらっしゃる。その原因ということではありますが、例えば実際にその職人を雇用している専門工事団体にお話を聞きますと、やはり加入を進めると法定福利費の負担が当然会社にも発生いたします。

例えば国土交通省の直轄工事であれば、社会保険加入企業に限定するというような取り組みをやっておりまして、そこでは競争の条件が整うわけなのですが、例えば小さい自治体の発注工事などでありまして、社会保険に加入していない企業でも競争には参加できるということで、そうすると、その社会保険に入っていない企業が価格競争上優位になる。そうすると、そちらが受注するというようなこともありまして、社会保険に入ると、それは職人のためにはなるのですが、毎月毎月の法定福利費が出ていきますし、競争環境を考えるなかなか厳しいものがあるということを生の声としては伺っております。

後ほど約款のところでご説明申し上げられればと思っておりますけれども、やはり公共工事については、例えば社会保険加入企業に対して参加条件を整えていくというような取り組みを通じて、競争の条件を整えていくということが、今、なかなか加入できない会社に対して競争の環境を整えるという意味において意味があるのかなと考えておりますので、そういう取り組みは引き続き続けていきたいと思っておりますし、まだまだ取り組み、パーフェクトではございませんので、いろいろな知恵を絞っていきたいと考えてございます。

【石原会長】 ありがとうございます。

よろしゅうございますか。

【岸上委員】 はい。

【石原会長】 ほかにどうぞ。いかがでございましょうか。どうぞ。

【勝野委員】 勝野と申します。まず、建設産業政策会議の取りまとめの中で、今回、担い手の育成にかかわって、建設産業政策会議の取りまとめに当たりまして担い手の育成ということが大きな課題ということになっていたかと思っておりますけれども、その中でこれまでの企業の取り組みだけでは不十分で、そうした時代は既に終焉をした。今後はやはり個々の企業を超えた施策が必要である。こうしたような認識を示していただいたということについては大変重要な点だと思っております。こうしたことを含めて現場力を支えるものとして一人親方の存在を位置づけていただいたということについても大変な重要な点になっていると思っております。そうした点を踏まえて、今後の施策についても十分検討をお願いしたいと思っております。

もう1点、冒頭に局長よりご発言がございましたが、先週、大変痛ましい事案ということで報道がされております、国立競技場の建設現場は多方面から非常に注目をされる現場でありまして、そこで働く人たちが誇りを持って仕事に従事できる、そういう現場であってほしいと思っておりますし、こうした痛ましいことが二度と起きてはいけないというこ

とをやはり業界全体——業界と申しましょうか、全体でもう一度決意を新たにする必要があるのではないかと思っております。そうした点を含めて、今回の事例がございましたけれども、こうしたことがほかの下請も含めて、国立競技場に入っている下請、全ての下請を含めて実際にどうなっているのかということをしかりと実態を把握していく必要があるのではないかと思っております。そうした点でぜひ国交省さんのほうが主導していただいて、現場の調査なりということを行っていただきたいと思っております。

以上です。

【石原会長】 ありがとうございます。

ただいまの関連でよろしいですか。では、ただいまの勝野委員のお話がありました。もはや単独の企業だけではやれる時代は終わってきているので、関係するステークホルダーみんなが提携、連携しながらやっていくということは、今回の取りまとめでも非常に重要なポイントとして指摘したところでございます。また、下請の問題につきましては、一人親方、あるいは重層下請の問題につきまして構造上の問題として、この問題については相当詳細な分析と今後の提案をしておりますので、ぜひこれを生かしていく必要があろうかと存じますが、今の新国立競技場等につきまして何かございますか。国交省さんのほうから。どうぞ。

【平田建設業課長】 ただいま新国立競技場の実態等についてのご意見がございまして、私どもとしても今後働き方改革をいろいろな形で進めていかなければいけないということで、いろいろな施策に取り組んでまいりたいと考えてございます。今回の事案がどういった経緯だったかということにつきましても、各機関での調査などもあろうかと思えますけれども、そういったことも把握をしながら、今後の働き方改革の取り組みに反映させていきたいと考えております。

【石原会長】 働く人を大切に。これを見える化することが大事だと指摘しておりますので、ぜひ具体化をよろしく願いしたいと思います。

それでは、どうぞ。

【染谷委員】 私は静岡県の島田市というところの首長をしております。今日の資料を見せていただく中で、市内の業者の実態はどうかということを少し見てまいりました。私どもは、公共事業に入札参加申請をしている業者が103社ございます。うち、実際に公共事業をとっているのは約半分の50社、その残りはほとんど下請に回っているかと思うんですね。市内の大手のところはまさに人手不足でございまして、先ほど労働時間の働

き方改革のところで、実労働時間数とか出勤日数についてご報告をいただきましたが、やはりいろいろな工夫をしております、ある会社は採用してから3年間はお休み、休日とか、それから、残業時間、これをしっかりと確保します。残業はなしにしますということを出し出していました。

また、ある企業は週休2日制を実施した。またある企業は、それぞれの職員の例えば結婚記念日とか誕生日とか、こういったものを特別にその人の個人休暇として年間で定めて休日を増やすような努力をしているということがございました。しかしながら、我が町で言うならば、従業員100人以上の会社は2社しかございません。全体の2%でございます。そうした中で、やはり元請で受けられる会社と下請の会社と賃金の格差というものが大変広がってきています。そして、下請の仕事は利益が伴わないということで、仕事をして、しても、なお暮らしは楽にならずということで大きな公共事業の5次、6次で入った場合など、会社が潰れるようなことさえ起こっているということも現実でございます。

そうした中で、やはり下請の事業者の皆さんは日当や、土曜日でも利益を生むために実労働時間を長くして、土日も働いて生活を支えていかざるを得ないという現実もあるとお見受けいたしました。我が島田で言うならば、社会保険加入促進等はかなり推進をしておりますが、法定福利費等も含めてまさに元請だけではなく、下請の二次、三次までもこういった賃金の保障や働き方の保障を進めていくことが、この会議の大きな目的のところであるということ、実際の現場からのデータで感じているところでございます。

**【石原会長】** ありがとうございます。

島田市の実態からのお話でございました。地域の多様な主体との連携強化というのも今回うたっておりますけれども、ぜひそういう形で現場からのご意見というのも非常に大事かと思えます。

ほかにいかがでございましょうか。どうぞ。

**【小野委員】** 全中建の小野といいます。私も同じ静岡県ですが、全国的な立場でお話をさせていただきたいと思えます。中小の建設業としましても、この働き方改革には全面的に賛成であります。しかし、中小建設業者の営業利益率というのは、最近少し向上したとはいえ、ほかの資料にもあるわけですが、この史上空前の利益を上げておられるという大手さんと比較すると、半分にも満たない。2.9%になっているということであります。つまり、自分たちの利益も上がっていない、あやふやな状態でありますので、まだまだ休日どころではないというのが実情であります。全中建としましては、地方の建設業者が安

定して事業機会を確保できる仕組みというものをお願いし、それに伴って地方自治体の歩切りの根絶が受け入れられたとはいえ、改正品確法の運用指針の考え方というのがまだ地方に行き渡っているというふうには考えておりません。

例えば財政難を口実に応札可能社数をやたらに多くして、つまり、業者サイドからの受注価格の値引きを強制するなど、品確法でうたわれております発注者責任において適正な利益を講じて発注する、そういう趣旨から外れているという思いがございますので、ぜひブロック別発注者協議会、進められているようなので、中小の経営が安定し、中小でも働き方改革が推進できるようにご尽力をお願いしたいと思います。

それからもう一つですが、働き方改革の中で生産性向上が求められているわけですが、先ほど島田市長さんがお話しされましたけれども、地方自治体の発注する工事は工期が3カ月から9カ月というものがほとんど全てで、全部がまた3月末の工期、ほとんどとなっております。したがって、年度末は休日もとれないほど忙しくて、春先には全く仕事がないという状態が続いています。これでは生産性を上げるどころではなくて、この時期の生産性というのはゼロなのだと言えらると思います。県、市町に今まで以上にこの施工時期の平準化と、何が何でも3月末に工事を完成させるというような工期設定ではなくて、ゆとりのある適正な工期を設定するようにご指導をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

**【染谷委員】** 実際、やっています。

**【石原会長】** ありがとうございます。

工期の平準化、あるいは労働力の平準化、両面から取りまとめでもうたっておりますけれども、前々からご提示いただいているものを取り入れたものと理解しておりますので、よろしくどうぞお願いしたいと思います。

ほかにいかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。どうぞ。

**【谷澤委員】** 三菱地所の谷澤と申します。今いろいろご説明していただいた内容について、特に全く異論はございません。ただ、一言だけあえて申し上げますと、今いろいろ地方の状況等お聞かせいただいたので、都心と地方、またいろいろ差があると思います。そういった中ではありますけれども、働き方改革の重要性というのは、これは各業界でもやっておりますので非常に重要な問題だと思っておりますが、ただ、先ほど生産性の向上という話、幾つか書いてありますけれども、工期を短縮すれば労働時間が伸びるんだよという単純な関係ではないと思っておりますので、そこは生産性の向上ですとか、あるいはICT

だとか施工の工夫だとか、いろいろな部分のバランスをとった上でお互いのWinWinになるような関係での議論がやはり必要だと思いますので、ちょうど今この資料で6ページに今後の取り組みの方向性で幾つか書いてございますけれども、どれかということではなくて、バランスのとれた施策、バランスをとってやっていただくということが非常に重要なのかなと思っております。

【石原会長】 ただいまのご指摘でございますが、どうぞ。

【廣江委員】 ありがとうございます。電気事業連合会の廣江でございます。先ほどいろいろお話を伺いました。建設業界さんといいますのは、国民生活、あるいは事業活動、安定的な事業活動等々に非常に重要な役割を果たしますインフラの建設の中核を担っていただいているわけございまして、こういったところが長時間労働であったり、勤務日数が長いということによって現場力が影響を受ける。あるいは将来、この産業を担う人たちを引きつけることができないということになるとするならば、非常にゆゆしき事態だと私どもも考えております。

私どもも当然ながら、この事態の改善には各業界さんの当事者のまずご努力ということもあると思いますが、やはり当然ながら発注者の責任もあると考えておまして、先ほど谷澤委員からもお話がございました。工期の設定だけが問題ではないと思いますけれども、この部分にも当然、私ども配慮しないといかんとしますし、根本的には建設業界さんの生産性を向上するようなことについて私どもも積極的に今後支援を申し上げるということでやはりこの問題を解決したいと考えております。

以上でございます。ありがとうございます。

【石原会長】 ありがとうございます。

お二方から生産性向上についてバランスのとれた政策等々、ご指摘いただいたわけでございますが、ほかにいかがでございましょうか。せっかくの機会でございますので、よろしゅうございますか。

それでは、ただいまのご指摘を踏まえまして、次の課題に入りたいと存じます。今度は審議事項になります。まずは議事の4、経営事項審査の改正についてということでございます。事務局より説明をよろしく申し上げます。

【菅原建設業政策企画官】 それでは、資料4をご準備いただければと思います。経営事項審査の改正についてといった表紙の資料でございます。よろしいでしょうか。まず、1枚おめくりいただきまして、今回の資料1で説明いたしました建設産業政策会議の取り

まとめとの関係でございますけれども、今回の政策会議の中でも業界内外の連携による働き方改革とか、あるいは右側の生産性向上、良質な建設サービスの提供、地域力の強化の4つの分類で施策を取りまとめていただいておりますけれども、その中で今回ご議論いただきたい事項についての赤字の3点、まず、第1弾としてご議論できればと考えております。先ほども申し上げました経営事項審査での社会保険未加入に関する減点の寄与と、あと同じく法律違反に関する減点の寄与と、あと地域力強化のための見直しでございます。

続きまして、具体的なところ、資料の1枚飛ばして3ページ目をごらんいただきたいと思います。まず、1点目の社会保険未加入企業、あるいは法律違反をしている企業への減点措置の厳格化でございますけれども、1つ目の丸をごらんいただきますと、これまでも経審におきまして社会保険加入状況を踏まえて、加入促進を図る観点からこの社会性、W点における減点措置をやってきた経緯がございます。矢印がございますが、最初、計45点の減点から計60点、計120点と拡大してきた経緯がございます。

今回の改正の概要でございますが、左下をごらんいただきますと、現行制度上、この社会性のWの合計値でございますが、このゼロより下になってしまった、マイナスになってしまった場合には、ゼロとみなすとしております。これを見直しまして、いわゆるこのゼロという下限といいますか、ボトムを撤廃しまして、マイナス値であっても合計値の計算をするといったことをしたいと考えています。具体的には右側でございますが、今、W点でプラスの項目、あるいはマイナスの項目がございますが、例えばほかの項目が40点ございまして、このWの1の労働福祉のところでもマイナス120になった場合でも、現行は計算してマイナス80が、ゼロ点と見なされるわけですが、それをマイナス80までしっかり行くようにしようと、マイナスがちゃんと寄与するようにしようといった改正をできればと考えております。

これと同じような法令遵守についても、今、このW4でマイナス30となっておりますが、それがちゃんとマイナスが寄与するように厳格化したいということでございます。ここで恐縮ですが、参考資料を別途準備しておりまして、この参考資料を資料4、資料5の次に挟んでおりますが、参考資料の5ページ目をごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。5ページ目の1番のところでございますが、今のW点において労働福祉の状況、あるいは法令遵守の状況等で減点を受けている企業が約950業者おります。経審を受審している企業が14万業者おりますので、その中でいくと0.7%といった限られた数ではございます。一方、これらの企業につきましては、今後、こういったマイナスの下



限をなくしますと、改正前に449点あったところが393点に低下いたします。

ここで1点、大変恐縮ですが修正をお願いできればと思います。「▲66」とあるのは、「▲56」の誤りでございまして、大変申しわけありませんでしたが、2カ所ございます。箱の中の「▲66」と、あと左下にも66が出てきていますが、いずれも「▲56」の間違いでございました。大変失礼いたしました。修正いただきたいと思います。こういった約60点ほど現在よりもマイナスが厳しくなりますので、まさに社会保険加入に向けたインセンティブにもつながるものと考えております。これが1点目の改正でございます。

あと、次、2点目ですが、大変恐れ入りますが、また資料4に戻っていただきまして4ページのこの②防災活動への貢献状況の加点幅の拡大といったページをごらんいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。この資料4の4ページでございますけれども、今の国とか地方公共団体と防災協定を締結している建設業者についてですが、まさに今回の九州豪雨災害もございましたけれども、災害時の24時間待機とか、みずからの負担も伴っていますけれども、防災活動を行って社会的貢献をさせていただいているということで、こういった点を今の経審におきましても加点評価しています。具体的にはその下線部ですけれども、国とか自治体等と防災協定を締結している建設業者については、W点において加点評価していただきまして、下のほうをごらんいただきますと、具体的には15点といった加点をしておりますけれども、これをさらにこういった建設業者の地域の守り手としての役割の評価を拡大したいといったことから、この現行15点を20点に拡大させていただいて、こういった守り手として頑張っている企業さんの将来にわたる活動といったものを後押ししたいと考えております。これが2点目の改正点でございます。

あと、続いて資料の5ページ目をごらんいただきたいと思っております。建設機械の保有状況の加点方法の見直しということでございます。まさにこれも先ほどと連動いたしますけれども、1つ目の丸ですが、災害時に使用される代表的な建設機械、例えばブルドーザーとかトラクターのショベルといったものにつきましては、所有台数に応じてまさに災害時の対応とか、社会性があるということで加点評価をしております。一方で、企業によっては、特に中小の建設会社、小さいところですが、災害時に使用する建機を購入いたしますと別途経営事項審査の加点項目でございます経営状況、Y点というのがございますが、それがどうしても借金とか負債を負ってしまうと、このY点が低下してしまうといったことがございまして、このW点で加点されてもY点がマイナスになってしまっていて、そのトータルでP点が低下してしまうといった課題がございまして、これが記載のとおりW点での

評価というのが建機保有へのインセンティブにつながっていないケースがあると考えております。

また、大型のダンプ車についても従来からその加点に一部となっておりますけれども、これはあくまで自家用のものしか加点対象となっていない状況になっております。一方で、実態を言いますと、建設企業が主として建設業の用途に使用して災害時も活用されているダンプ車の中には、いわゆる営業ダンプといったものも存在しているところでございます。こういった実態を踏まえた今回改正といたしまして下側をごらんいただきますと、まず1点目、加点テーブル、これを見直したいと思っております。

今、この直線的な1台1点、15点といった $Y=X$ の式になっておりますけれども、これを先ほど申し上げました中小の建設会社、特に1台とか2台しか持っていないようなところ、災害時のために頑張って持とう、保有しようといったところがしっかりと引き続き持ち続けていただけるように、この右側をごらんいただきますと、1台目とか2台目も例えば5点とか6点とか、少ない台数での建機保有について高い評価をしまして、ただ、すりつくのは15台、15点というのは変えておりませんが、これまでの点数で、少なくとも皆さん、点数は悪くはならないのですけれども、特に建機、少ない台数を保有したところが高く評価されるような、そういった加点テーブルの見直しをしたいと思っております。

あわせて、先ほど申し上げました営業のダンプ車のうちの建設業の用途に使用するものについても評価対象にしまして、先ほどの②と共通いたしますけれども、地域の守り手としての役割を担っていただく企業について後押しをしていきたいと考えております。なお、その関係でまた参考資料の9ページをごらんいただきますと、行ったり来たりで大変恐れ入ります。9ページの下の部分だけごらんいただきますと、今、どうしても特に小さい会社さんにおいては、その建機を保有するとこのP点がグレーのマイナスになってしまっている企業さんがございますけれども、今回の見直しによりまして、この右側でございますが、黄色マーカーのところが増えております。こういった形で見直しによってトータルのP点がプラスになりまして、今回の改正が実現いたしましたら、新たにその建機を購入するとか、あるいはその建機を保有し続けるといったメリットが生まれてくるのではないかと考えております。

私からの説明は以上でございます。

【石原会長】 以上、経審の改正案でございますが、いかがでございましょうか。

【近藤委員】 よろしいでしょうか。

【石原会長】 はい。どうぞ。

【近藤委員】 全建の近藤でございます。今月初旬に九州北部を襲った記録的な豪雨、これによりまして福岡、大分両県に甚大な被害が発生したわけでございますが、地域の建設業、建設機械も今現在フル稼働させ、発生当初から流木、あるいは土砂の撤去、運搬など応急復旧に当たりまして、現在でも復旧作業に加え、仮設住宅の建設等、地域の守り手としての活動を積極的に展開しているところでございます。このような中、今回の経営事項審査の改正案におきましては、こうした地域における防災活動、それから、建設機械の保有等に関する評価拡充の方向性が示されておりまして、全建といたしましても大変評価をしているところでございます。

ただ、1つ、建設機械の保有状況の加点方法の見直し、これに関してお話をさせていただきたいのですが、現在、企業における建設機械の保有形態、これを見た場合、自社保有のほかにはリース契約、あるいは子会社による保有というようにさまざまな形態がとられているというのが現状でございます。現行の経審におきましては、自社保有と、それから、長期リース、これについては経審での評価の対象にされているのに対しまして、子会社における保有については評価の対象外という形になっております。もう少しその辺まで踏み込んで対応していただければ一番ありがたいのかなと思っております。

具体的に少し例で言いますと、例えば上場企業では今認められているグループ経審のような評価方法を何かしら取り入れるとか、それに似た制度を新たに定めていただくなどの対応をしていただければ、その辺も考慮していただけるのではないのかなと思っておりますので、ぜひご検討のほどお願いしたいというところでございます。

【石原会長】 ありがとうございます。

ご提案がございましたグループ経審のような考え方で、子会社も含めて全体としての保有ということでしたが、これは何かネックはございますか。どうぞ。

【平田建設業課長】 今、近藤委員からご意見をちょうだいいたしました。要するに子会社も含めた、どういう企業評価が望ましいのか。子会社を含めて企業評価をする場合にはどういう点に留意すればいいのかといったような論点とも絡んでこようかと思っておりますので、今、ご意見をちょうだいいたしましたけれども、今後の課題として私どもも検討していきたいと思っております。

【石原会長】 ぜひ検討していただきまして、次回また。

【近藤委員】 お願いいたします。

【石原会長】 ほかにいかがでございますか。注文等も含めまして。どうぞ。

【青木委員】 日本躯体の青木でございます。経審の話、今出ているのですけれども、それはそれでよろしいと思うのですけれども、私ども専門工事業の団体としては、今、我々の経審に当たる評価、これは何もない状況であります。これから評価しようじゃないかということは、何か物に書かれてはいるのですけれども、ほんとうにやられるのか、やるのかというのは、私ども非常に心配していることなのですけれども、なぜかといいますと、私ども専門工事業者の社会的な立場が今の状況でははっきりしない。元請さんは上場しているとか、資本金が大きいとか小さいとか言うのだけれども、我々専門工事業者もいろいろな、先ほどの市長さんもいらした小さい業者もいる。それなりの規模の会社もある。

でも、それは何で評価されているのかといたら、今のところ評価はないわけなんです。大きいのも小さいのも同じである。周りの一般で生活しているあの会社は何をやっているのかということすらわからない場合もある。それは目につかないからなんです。だから、私どもがお願いしたいのは、経審は経審でいいのですけれども、結局は工事を下で支えているのは我々専門業者であるということは、これも現実的なことでございますので、ぜひともこの長年私どもが願っているそれぞれ業種、規模、それぞれもう違います。しかしながら、専門業者の評価、これをぜひとも早いうちに評価した上で我々の発注先としての立場を確保してもらいたいというのが我々の希望でございますので、よろしくお願い申し上げます。

【石原会長】 2017+10でも専門工事業者の評価制度を創設すべしと、こういう提案をしているわけなのですけれども、これについての何か見通し等はいかがですか。

【出口建設市場整備課長】 建設市場整備課長でございます。ご意見をいただきましたとおり、また、今、会長からご案内がございましたけれども、この2017+10のほうにもしっかり専門工事業の特性を踏まえた評価制度の構築ということで書いていただいております。具体的にこういうことにしますというところまでは、まだできていません。まさにこのお取りまとめをいただきましたので、これからぜひ専門工事業者の評価についても考えていきたいと思っています。

その前段といたしまして、今、建設キャリアアップシステムというのを別途、今、構築しようということで業界の皆さんともお話をさせていただいております、そこで特に技能者の方々の適正な評価、あるいはそれによって処遇をしっかりと受けられるようにして

いくというようなことのために技能者が持っているような資格ですとか、あとは現場のこれまでの就業履歴等々、業界一体として統一のルールでそういうのをまとめていくといったようなシステムを今つくろうということしております。そういったものを踏まえて、その技能者を抱えていただいているような専門工事業者の方々の評価につながるような形でしたいということでも考えておりますので、引き続きご意見をいただきながら、各業界団体の皆様との意見交換をさせていただきながら考えていきたいということっております。

【石原会長】 よろしゅうございますか。長年にわたるとのことですね。スピードが大事だということだと思います。

ほかに、いかがでございましょうか。どうぞ。

【岸上委員】 申しわけありません。度重なる質問なのですけれども、よろしいでしょうか。9ページのほうで今回の建設機械購入に伴う総合評定値への影響というのが分析されてございます。それを見ますと、こちらは……。

【石原会長】 参考資料の9ページですね。

【岸上委員】 参考資料の9ページです。失礼いたしました。現金購入と借入金購入で若干点数インパクトが違う。これは元からだったと思いますが、これは暗に、現金で買う余裕がある企業、また規模の大きい企業に建設企業購入に関する促進をしていくというような意図があるように思えますが、その理解で正しいかどうか教えていただければ助かります。よろしく願いいたします。

【石原会長】 いかがでございましょうか。現金購入と借入購入の違いの寄って来る所以ですね。

【菅原建設業政策企画官】 同じく参考資料の3ページをごらんいただきますと、先ほど説明を割愛して失礼いたしました。参考資料の3ページで現行制度と書いた表でございます。本日ご議論いただいている部分ですが、社会性というのはWというのがございまして、その中で、⑦で建設機械の保有状況といったものが加点されるとなりますけれども、上のほうをごらんいただくと、経営状況でYといったものがございまして、このところは特に①の負債抵抗力といったもので、それがさらに下のほうをごらんいただくと、3ページの右下のほうですが、その負債抵抗力で負債回転期間といったものを評価しておりまして、こちらはどうしても例えば建機とかの購入する際に借金をされますと、この数字が悪くなってしまうと全体としてYの数字が悪化するといったことございまして、それを少しで

も改善したいというのが今回の改正の趣旨でございます。

もともとYでこういった①から④といったことを評価項目とさせていただいていますのは、最近大分減りましたけれども、やはり建設業、一時、かなり倒産とか相次いだ時期もございまして、倒産の確率というのをしっかりと見て、なるべく公共工事の発注者において一番困るのは建設元請が倒産してしまうということでございますので、そこをしっかりと倒産が経るような、そういったところをYで評価していこうということで設けられたこと、そうしておりますけれども、その点、中でYの部分というのが、特に借金をしてしまった場合には、この①の負債回転期間のところが悪くなって、この後の9ページの数字の違いにつながってくるというようなことでございます。

【石原会長】 よろしゅうございますか。

【岸上委員】 はい。結構です。

【石原会長】 ほかにいかがでございましょうか。質問でも、ご意見でも何でもよろしゅうございますが、これは審議事項でございますので、ここで後ほど議決を取らせていただきますので、ほかにございませんでしょうか。

それでは、いろいろ皆様からご意見を伺いましたが、経営事項審査の改正につきまして、本日の総会にて案のとおり了承されたものとしてよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【石原会長】 ありがとうございます。

それでは、次の審議に進みたいと思います。建設工事標準請負約款の改正につきまして、事務局より説明をよろしく申し上げます。

【菅原建設業政策企画官】 それでは、続きまして資料5-1に基づきましてご説明させていただきますと思います。標準請負約款の改正についてでございます。まず、資料5-1の1枚おめくりいただきまして、この標準請負契約約款の概要についてでございます。少しおさらいでもございますけれども、この約款については請負契約の片務性の是正、あるいは契約関係の明確化・適正化といった観点から、中央建設業審議会が公正な立場から作成していただきまして、その当事者に実施を勧告することで建設業法のこの34条第2項で規定されております。具体的な種類といたしまして、その下に4種類ございます。公共工事の標準契約約款というものと、あと民間建設工事が2種類ございます。②の大規模な工事の民間建設工事の約款の甲といったものと、③の右上でございしますが、比較的小規模なもの、乙の約款がございまして、さらに④で、その元下間とか下請、一次、二次間

とか、下請契約における約款といったものがございます。今回、それぞれ改正の案をお示ししたいと考えております。

まず、社会保険加入の関係でございますけれども、おめくりいただいて2ページ目と書いているページをごらんいただきたいと思います。下請企業を含めた社会保険加入企業への限定ということでございます。今、国交省の直轄工事においては先行してまして、今年の4月以降、二次下請以降も含めた全ての下請企業を対象にしまして、社会保険加入業者に限定する対策を実施しております。具体的なイメージを持っていただくために、先に資料の5ページをごらんいただきたいと思います。行ったり来たりで恐縮でございます。5ページをごらんいただきますと、今、これは国交省の直轄工事での取り組みでございますが、まず、左側、一次下請が未加入の場合の対策としまして、この元請が一次と下請契約を結ぶわけですが、その際に未加入の業者だった場合には、このピンクのところに行きまして、猶予期間なしに事業者に対して制裁金、最終下請金額の10%を課すとか、指名停止、工事成績評定の減点といったものをするとといった仕組みを既に講じております。

さらに今年になってからですが、二次下請以下が未加入の場合の対策というのも今年の10月から本格的に適用を開始したいと考えておりますが、これはどういったものかと申しますと、受注者が真ん中において、その下に一次下請がいて、さらに二次下請以下がいますが、そこが未加入だった場合には、※で特別な事情がある場合と右下に書いていますが、例えば災害時の緊急時とか、あるいは二次下請以下がどうしても特殊な技術を持っているとか、そこに限られるとか、そういった特別な事情がある場合で発注者が認めた場合といったものを除きまして、それらの場合においては上のほうに行きますけれども、猶予期間、これを30日設けまして、それまでに加入されればいいのですけれども、それでもなお加入が確認されなかった場合には、この右側に行きますが、制裁金、最終下請金額の5%か指名停止等々の措置を講じていこうと、こういった取り組みがまさに国交省の直轄工事において取り組もうとしているところでございます。

これは最初に紹介させていただきまして、2ページに戻っていただきますと、国交省ではこういう取り組みをしておりますけれども、都道府県においては、元請、大もとの元請は加入業者に限定しようとか、あるいは一次下請については一定の対策を講じている。一方でこの真ん中に表でつけておりますけれども、特に市町村ではまだまだこういった取り組みは進んでいないといった状況でございます。今回、そういった直轄の取り組みとか、あるいは実際の実情というのも踏まえまして、案といたしましては、この2ページの下に

書いていますが、公共約款において、その元請に対して当該工事の下請、二次以降も含めて、その加入企業を限定する規定というのを設けたいと思っておりますが、ただし、自治体の実情に配慮いたしまして、条文は選択制にしたいというように考えております。これはほかの約款の関係でもやはり同じような選択制というのをやっております。

具体的なイメージについて4ページをごらんいただきたいと思います。都合5パターンほどございますが、まず、二次下請以降も含めて加入企業に限定していこうと。直轄の取り組みの場合には、7条の2(A)といったものを使っていたかきまして、その際、一番上ですけれども、一次だけではなくて二次以降にも違約罰を課していこうといった場合には、この第3項の(a)を活用、後ほど条文にも書いてあると思っておりますけれども、また、2段目ですけれども、一次下請の場合に限って違約罰を課す。逆に二次下請以降については、違約罰までは課さないけれども、ちゃんと加入しましょうねという指導はするといった場合には第3項の(b)を活用したり、あるいは違約罰までは課さない。ただ加入指導を負わせるといった場合には、第3項は使ってもらわないといった取り組みだったり、また、これまでの昨年度までの国交省の直轄のように、5ページの左側の図のように一次下請のみ加入企業に限定していこうと。違約罰をその場で課すか課さないかまた2パターンございます。こういった都合5パターンの中から自治体の実情とかに応じて選択していただこうと考えております。具体的には、国交省においても、かつてはこの下段2つ目の取り組みをしてきたわけございまして、26年8月から29年3月まで下から2番目をやってきまして、その後、上から2番目に行って、今回、一番上の取り組みに移ってございまして、このような自治体においても最初は実情を踏まえて、下のほうから始まってだんだんステップアップしていただきまして、最終的には国交省の直轄のような取り組みにたどり着いていただきたいなということで、それをあらかじめ最終目標といいますか、その規定をお示しすることで自治体にそういう取り組みを促していければと考えております。

具体的な規定は、行ったり来たりで恐縮ですが、3ページ目に書いております。行ったり来たりで大変恐縮でございます。今申し上げた4ページ目の上の部分というのは7条2の(A)でございまして、ポイントは最初の項で受注者は、こういった未加入の建設業者を下請負人としてはならないと記載してございまして、この下請負人というときは一次のみならず、二次下請以降も含めた例となっておりますので、これによって二次下請以降も含めて限定していこうという趣旨になります。それで、2項においてそういった、少し細かくて恐縮なのですが、一次下請の場合には確認処理とか、出しなさいとか、二次



下請以降については先ほど5ページの右側で申し上げました猶予期間30日とかを設けて、それまでに出しなさいといった規定を課させていただいておりますが、その次の3の(a)をごらんいただきますと、この受注者が違約罰として発注者の指定する期間内に支払わなければいけないといったことを参考の(a)(b)でうたっております。

参考(a)が一次下請だけではなくて、二次下請以降も違約罰を課す場合の規定で、(b)があくまで一次下請のみ違約罰を課するための規定でございまして、詳細は少しわかりづらいかもしれませんが、そういった規定をそれぞれ準備させていただきまして、この真ん中に書いていますけれども、こういった3項の(a)とか、3項の(b)といったものを選択して措置をしていただくとか、あるいはいきなり違約罰というのは難しいといった場合には、第3項を削除していただくとか、そういったオプションを示せばと考えています。選択肢の2が一次下請だけを限定する場合でして、同じく7条2の(B)は、こちらは、受注者は未加入建設業者と下請契約の相手方としてはならないと書いていますので、あくまで一次下請のみが対象となっております。

この場合の3項をごらんいただきますと、受注者は未加入業者と締結した、下請契約を締結した場合には、最終的にその下請契約の最終代金の10分の〇に相当する額を支払いますようになっておりまして、これが一次下請に対する違約罰の規定を指しておりますが、この7条2の(B)の場合でも、3項についてはやはり選択制にしまして、違約罰を課さない場合には一番下に小さい字で書いていますが、第3項を削除する。そういったことを考えております。少し小さい字で恐縮ですが、これが1つ目の案でございます。

続きまして、6ページをごらんいただきたいと思っております。約款の2点目の改正事項としまして、請負代金内訳書における法定福利費の明示といったものを検討できないかと考えております。今、現状、一番上でございますが、その元請と下請間におきましては、専門工事業団体が法定福利費を明示しました標準見積書を作成して明示していくという取り組みをしておりまして、これが真ん中にもございますけれども、6割弱ほど取り組みが進んでいる状況でございます。また、国交省の直轄工事でも一定の取り決めをしておりますけれども、法定福利費までは明示していない。また、民間発注工事については、標準的なルールは設けられていないといった状況でございますが、今回、社会保険の加入対策をさらに促進する観点から、この6ページの下での改正の方向性ですが、その標準約款、今回、公共発注工事、民間発注、あるいは下請問わず、約款、先ほど4種類あると冒頭申し上げましたが、その4種類全ての約款におきまして、受注者が作成し発注者に提出する請負代金

内訳書、これには法定福利費を内訳として明示することを標準化できないかと考えております。

案文としては比較的シンプルでございます。今でも6ページの下をごらんいただきますと、その受注者は請負代金内訳書といったものを出しましょうと書いておりますが、その際にこういった法定福利費を明示していきましょうということを追加できないかと考えております。これが2点目の改正の案でございます。

あと最後、この契約解除に伴う違約金条項に係る改正についてもあわせて今回措置できないかと考えておりますが、資料の7ページをごらんいただきたいと思います。今、一般的なケースとして、左上にケース1と書いていますが、発注者が契約を解除した場合には、受注者側が違約金の支払い義務を生じるといった規定が右側に書いていますが、公共約款の47条でそういった規定がございますが、今後、受注者側が、破産管財人等がその契約を解除した場合でございます。具体的には左下でございますけれども、受注者が倒産しまして、その破産管財人が契約解除、破産した場合においても違約金が取れるように改正できないかといったことでございます。

現行の公共約款においては、この右側をごらんいただきますと、発注者が例えばこの47条1号で書いていますが、受注者側が工事に着手しないとか、責めに帰すべき事由で工期内に完成しないといった事象があった場合に、その発注者側が契約を解除できるとなっておりまして、その場合の第2項で、そういった発注者側が契約を解除した場合、その前項の規定ですので、発注者側が契約を解除して、それで解除された場合においては、その受注者は違約金を支払いましょうとなっているわけでございますが、この今回のケース2の、こういった破産管財人側の解除の事例が読みづらいといったところもございまして、これは今回、改正できないかと考えております。

具体的には次の8ページをごらんいただきますと、特にこの真ん中の部分でございますが、公共約款におきまして、少し先行して国交省の直轄工事では対応しておりますけれども、その違約金の発生事由といたしまして、その受注者による履行拒否、あるいは受注者の帰責事由によります履行不能といった場合をそういう言い方をしまして、それでさらに履行不能といったものにちゃんと破産管財人等が契約解除した場合といったものも該当するとみなすといった、そのみなしの規定も入念におきまして、そうやって先ほど申し上げましたケースにおきましても違約金が取れるようにと、そういった措置ができないかと考えております。

今申し上げたのを具体的に少し条文で申し上げますと、47条が今の発注者側の契約解除の規定でございますが、その下に47条の2といったものを追加いたしまして、各号のいずれかに該当する場合の1つの場合としまして、この47条の2の第1項第2号をごらんいただきますと、受注者が債務履行を拒否、あるいは受注者の債務について履行不能となった場合といったものを違約金の発生する場合として具体的に記載いたしまして、さらにその第2項をごらんいただきますと、この前項第2号に該当する場合として、例えばこの47条の2の第2項の第1号をごらんいただきますと、その破産管財人が契約解除した場合とか、あるいは会社更生法、民事再生法の規定に基づいて解除した場合といったものがちゃんとみなされるように規定をしてできないかと考えております。

これが3点目の改正事項でございます。今申し上げた内容につきまして資料5-2で新旧対照表をつくっておりますけれども、それぞれ明示させていただいております。説明自体は完全に重複いたしますので、資料5-2の説明は省略させていただきますけれども、適宜ご参照いただければと考えております。私からの説明は以上でございます。

【石原会長】 ありがとうございます。

なかなか複雑な規定でございますが、ご質問、ご意見、いかがでございましょうか。標準約款についての改正案ということでございますが。

【佐藤委員】 よろしいでしょうか。

【石原会長】 はい。どうぞ。

【佐藤委員】 弁護士の佐藤でございます。破産管財人の契約解除と違約金の取り扱いについての条項の改定なのですが、私自身、破産管財人を何度かやった経験からしますと、建設業者さんが破産した場合というのは、結局、下請業者さんがたくさんいらっしゃるわけで、その官工事の違約金が破産債権になるということは、結局、たくさんの破産債権者さんの破産配当が減るという仕組みになっております。したがって、標準請負約款でこういう条項を設けるということ自体、これは仕方がないのかなと私自身は思うのですが、実際のその破産になった場合、管財人が契約解除を選択した場合に、ほんとうにたくさんの下請さんがいらっしゃる場合には、なかなか困ったことになるのではないかなとは考えております。したがって、例えば状況によると思うのですが、特に地場のゼネコンさんなどが破綻した場合に、違約金の支払いの要求というか、請求を自制していただくとか、何か運用でこのあたりをうまく解決できないかなとは思いますが、ぜひそのあたりご検討いただければと思います。

以上です。

【石原会長】 いかがでございましょうか。ただいまのご指摘につきまして、なかなか微妙な問題。

【平田建設業課長】 ただいまのご意見につきまして、今回、提案をさせていただいております私どものほうの考え方を申し上げさせていただきますと、税金を使ってやる公共工事の中でたまたま受注者が破産をしたとした場合に、やはり公共工事の発注者としては、やはり税金を使ってやっている工事ということの性格からいきますと、違約金を取る権利が現行では全くないという状況でございまして、さすがにその状況は是正しなければいけないだろうと思っております。請求権というものを何らかの形で確保できるよということ、いろいろな物事の見方があるかと思ひますし、いろいろなバランスの中であろうかと思ひますが、公共発注者の債権を何らかの形でしっかり保全していくということは非常に大事な事かなと思ひてございまして、今回、このような改正を提案させていただいている次第であります。

一方で、佐藤委員がおっしゃったような下請の取り分ということも、いろいろな個々のケースでももちろん状況は違ってこようかと思ひますが、そういった点もあるということは現状として理解をしておりますけれども、やはり公共発注者が税金を使ってやっている工事の中で取り分が取れないということは、何とか回避をする必要があるということで、こうした原案での——原案といいますか、こうした改正案での約款としては、こういう形を標準化していくほうが望ましいのではないかなと思ひてございまして。

【石原会長】 いかがでございまして、佐藤委員。

【佐藤委員】 通常の契約、民間の請負契約などの場合に、例えば管財人が解除して、では、発注者が、損害があったという場合は、損害賠償請求の請求をしなければいけませんし、その損害ってどのくらいなのかということは発注者側で主張をしかつ立証もしなければいけないと思ひます。ただ、この場合、違約金という形で工事請負代金の何%という形で恐らく決まっていると思ひますし、履行保証などの形で保険などの契約を恐らく入札などの前にはつけると思ひますのですけれども、そうすると結局は損害賠償の金額があらかじめ決まっているということになって、ある意味、発注者側には損害金の主張立証という1段階がなくて済んでいるということなので、若干アンバランスかなと思ひなくもないです。ただ、おっしゃるように税金を使ってやっていたらっしゃるのでというのもわからなくはないので非常に難しいかなと思ひますが、ぜひ個々のケースによっては違約金の請求をしな

いという選択もあり得るということをご検討いただければと思います。

以上です。

【石原会長】 条項の改正についてはやむなしとして、その上でいろいろ運用等についての配慮をよろしくということですね。

【佐藤委員】 はい。

【石原会長】 ほかにございますでしょうか。どうぞ。

【岸上委員】 ありがとうございます。今の点に関してなのですけれども、佐藤先生がおっしゃったことはまさに正論だと思います。約款条項の権利を留保しておくというのは非常に大事なことだと思いますので、条項の改正については賛成いたしますけれども、実際の運用に当たっては、佐藤先生がおっしゃられたような社会的な公平性の観点に加え、経済合理性、それからまたこれを求めていくということは時間とか手間がかかる面もあるかと思いますが、時間的、事務負担の合理性、そういう実務的な観点から運用面でご配慮いただきたいと思います。公共発注者は、税金を使っているということは重々承知していますが、事務コストですとか、時間がかかるという点からも間接的に税金を使うことになると思いますので、経済的な観点、時間的・事務的なコストの観点からも実務的な運用は配慮していくのがよいのではないかという趣旨です。

以上でございます。

【石原会長】 ありがとうございます。

ただいまお二方からご指摘がございましたけれども、その点につきましては後ほどまた事務局とも検討を重ねて参りたいと思いますが、ほかにいかがでございましょうか。どうぞ。

【中田委員】 早稲田大学で民法を教えておりますので、その観点から社会保険加入企業に限定するという約款の改正案について一言申したいと思います。この社会保険加入の徹底というのはぜひ進めていただきたいと思いますが、例えば経営事項審査における評価などいろいろな方法で実効性のあるようにしていただくことは重要だと思っておりますが、約款もその1つの手法だと思います。

ただ、約款ですので契約という枠組みを使っています。ですから、当事者の合意がベースになっていて、命令とか制裁というのとは少し違っていると思います。その意味で今回、選択制にしておられるというのは非常にいいと思いました。それからまた、違約罰という言葉が選ばれましたことも、これは契約における違約罰なのだということで、制裁という

よりもこの言葉を選ばれたのもよろしいかと思えます。

1つだけ確認といいますか、気になる点がございまして、仮にこの違約罰を元請負人に課する、この元請負人がさらに下請負人、さらに二次下請というふうにどんどん下におろしていくとなると、本来、ここで考えている狙いと少しずれてしまうのではないかという気もいたします。つまり、加入の促進とか競争力の公正化ということと若干ずれるかもしれないので、そのあたりどういうふうにお考えかということをお教えいただければと思います。

【石原会長】 いかがでございましょうか。

【菅原建設業政策企画官】 もし直轄における運用とかございましたら、ご説明いただいてもよろしいでしょうか。

【内田地方課長】 地方課でございます。現在、既に先ほど説明がありましたように直轄工事においては、この契約で進めているところでございます。具体的に二次、三次の下請との関係については、特段我々のほうで何かを定めているわけではございませんが、実態として、まだ違約罰を適用した事例がこれまで丸3年の間で1件しかないということもございまして、その中でそのような事例はないというふうに承知しております。今回、趣旨は、このそれぞれの現場において元請の方にしっかりと加入促進のための取り組みを進めていただきたいというのが趣旨でございまして、違約罰とあわせまして指名停止等の措置も講じることとしておりますので、基本的には元請の方にその現場の管理をしっかりとお願いしたいということで進めてきているところでございます。

【石原会長】 いかがでございますか、先生。

【中田委員】 わかりました。ありがとうございます。

【石原会長】 ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。先生方からいろいろなお意見をいただきました。そういったご意見も尊重いたしまして、ほとんど条文そのものについてはご異論がなかったような気がしますし、実際の運用等々の中で解決すべき問題かと思いますが、内容につきましては、基本的に私どもに一任させていただくということでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【石原会長】 ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、その他でございます。山内委員よりあらかじめ報告事項があると伺っております。よろしく願いいたします。

【山内委員】 日建連の会長の山内でございます。一言発言させていただきたいと存じます。初めに、先日、私ども大成建設が施工を進めている新国立競技場整備事業におきまして、協力業者の若手社員がみずから命を絶たれるという痛ましい事案がございました。改めてご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の方々に対して心よりお悔やみを申し上げます。その背景に過重労働の問題があったとすれば、建設現場の統括管理責任を負う元請企業としてまことに遺憾であります。ご心配をおかけしましたご関係の皆様方におわび申し上げます。

それでは、着席させていただいて説明させていただきます。もとより日建連といたしましても、長時間労働をはじめとする建設現場における就労環境改善は最優先課題として認識しており、政府の「働き方改革実行計画」にいち早く賛同の意を示し、業界を挙げて取り組み始めたところであります。今後、元請として建設技能者の就労状況を的確に把握できる「建設キャリアアップシステム」の構築への協力に加えて、専門工事業界や労働組合の意見も聴取し、元請企業の団体として下請会社を含めた建設業全体の就労環境の改善に取り組んでまいりたいと考えております。また、私ども日建連は建設業の働き方改革に関連し、本年3月に国土交通省様より招集を受け、石井大臣から建設現場における長時間労働の削減と週休2日の普及に努めるようお話をいただきました。

その際、私からは「建設現場における日曜全休の普及にも相当程度時間を要したことを考えると、週休2日の浸透もすぐにといいわけにはいきませんが、できるところから地道に取り組んでまいります。」と申し上げた次第であります。日建連では「週休二日推進本部」を設置するなど、さまざまな取り組みを通して働き方改革を積極的に進めておりますが、発注者を含めた工事関係者全てに適正な工期での発注などについてご理解いただく必要があると考えており、政府の「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」において策定される「適正な工期設定等のためのガイドライン」について大いに期待しているところであります。私どもといたしましても、こうした動きに甘んじることなく、生産性向上と併せて積極的に働き方改革に向けた自助努力を重ねていく所存でありますので、今後ともご指導いただきますようお願い申し上げます。

また、本日の配付資料に加えていただきましたが、先週開催されました経団連夏季フォーラムにおきまして、「建設技能者の産業間における処遇格差の改善に向けた取り組みについて」プレゼンテーションを行いました。1枚目を見ていただきますと、建設業の許可業者数が順次減ってきてまして、直近ではこれだけ数が減ってきているということがおわかり

いただけたと思います。2枚目は、建設業就業者500万人のうち、66%の331万人が建設技能者であります。3枚目を見ていただきますと、1997年ごろは建設業と全産業の就業者間における高齢者と若年層のギャップは大きくありませんでしたが、年を追うにつれて一般産業に比べて建設業の高齢化、また、若い方の就労が減ってきているということが一目瞭然であります。

次の4ページを見ていただきたいと思います。これは年間の賃金の状況であります。よく建設技能者は日当3万円だとか、3万5,000円だということで一般の方は建設技能者の高いのではないかとと思われるようですが、雨が降れば作業ができない作業不能日があったりしますので、年間の賃金で比べますと製造業、全産業に比べて格段の差がついているということが現状であり、これは長期固定化されている状況でもあります。次のページをめくっていただきたいと思います。この状況を踏まえまして、国土交通省様が率先して公共工事設計労務単価をアップしていただいている、このギャップを埋めるよう、賃金水準の向上への取り組みを率先して行っていただいております。次の6枚目も見ていただきたいと思います。社会保険の加入も他の産業に比べると劣悪な状況でありましたが、数年来の努力により、ようやく目に見える改善が進んできたところであります。しかしながら、他の産業に比べるとまだまだ改善が必要な状況であります。

7枚目を見ていただきたいと思います。技能、技術の習得への取り組みにおいても、それぞれ努力をしているところであります。特に皆様に見ていただきたいのは8枚目、建設キャリアアップシステムについてでありまして、今までは、昨日は鹿島建設で仕事をし、今日は大成建設で仕事をし、明日は清水建設で仕事をするという状況の下、建設技能者の様々なデータが一元的に管理できておらず、各個社単位で情報管理が行われており、対応が遅れておりました。これを建設キャリアアップシステムを用いて一元的に情報管理することによりまして、建設技能者の就労状況を明確に把握することができ、こういったシステムが完成した暁には、今回、新国立競技場整備事業で発生しました痛ましい事故は回避できるものと考えている次第であります。次の9枚目を見ていただきたいと思います。ただいまご説明申し上げました官民を挙げた取り組みにより、就業環境の基盤整備、賃金水準の向上、社会保険の加入促進等を実行するとともに、長時間労働の絶滅にも努力をしていきたいと、かように考えている次第であります。

「活力ある中間層の形成と格差是正」をテーマとする経団連の夏のフォーラムの場で、建設業の官民を挙げた建設技能者の処遇改善に向けた取り組みを紹介し、賃金水準の向上



や社会保険の加入促進など国土交通省様の指導で講じていただいている施策が効果を顕し、民間工事にも好影響を及ぼしていることを説明してまいりました。民間工事の発注者が名を連ねる経団連の会議におきまして、広く経済界の皆様におきまして官民を挙げた建設業界の取り組みをご理解いただく機会になったものと考えております。私は、今年から建設業界からは初となる経団連副会長の立場をいただきましたことを活用し、これからも建設業としての情報発信に努めていきたいと考えております。私からは以上でございます。

【石原会長】      ありがとうございました。

夏季フォーラムでのご発表内容等につきまして、ご紹介いただきました。ただいまの説明につきまして何かございますでしょうか。ご質問等ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして本日の議事は終了でございます。事務局のほうから何か、いかがですか。

【事務局（岩下）】      ありがとうございました。本日の配付資料につきましては、ご郵送をご希望の委員の方はテーブルの上に置いたままにさせていただければ、事務局にて郵送させていただきます。

それでは、これをもちまして以上とさせていただきます。散会とさせていただきますと存じます。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、まことにありがとうございました。

— 了 —